

スイス国際私法に関する連邦法¹

第 12 章：国際仲裁

I. 適用範囲及び仲裁廷の本拠

第 176 条

1. 本章の規定は、仲裁廷がスイスに所在し、かつ少なくとも仲裁合意の当事者の一方が仲裁合意の時にスイスに住所、常居所又は本拠のいずれも有しなかったときは、かかる仲裁に適用される。
2. 両当事者は、仲裁合意または事後の合意における意思表示によって、本章の適用を排除し、民事訴訟法典第三部の適用に合意することができる。かかる意思表示は、178 条 1 項に基づく方式でなされなければならない。
3. 仲裁廷の本拠は、当事者双方もしくは当事者双方が指定した仲裁機関、またはそのいずれかが定めのないときは、仲裁廷によって決定される。

II. 仲裁可能性

第 177 条

1. 経済的性質を有するすべての請求（独：すべての財産法上の請求）は、仲裁の対象とすることができる。
2. 仲裁合意の当事者の一方が国家、国有企業、または、政府機関である場合、その当事者は、自国法を援用して、仲裁手続における自己の当事者の能力及び仲裁合意の目的物である係争物の仲裁可能性を争うことはできない。

III. 仲裁合意及び仲裁条項

第 178 条

1. 仲裁合意は、書面によって、又は文章によって仲裁合意を証明することができるその他の方法によって締結された場合、方式上有効とする。
2. 仲裁合意は、当事者双方によって選択された法、主たる契約など係争物の準拠法またはスイス法のいずれかの要件を満たす場合には、その他の点において有効とする。
3. 仲裁合意の有効性は、主たる契約が有効ではなくなったこと、又は仲裁合意が未だ生じていない紛争に関するものであることを理由として、異議申立てされ得ない。
4. 本章の規定は、単独行為又は規約で定められる仲裁条項に準用する。

IV. 仲裁人

1. 選任・変更

第 179 条

1. 仲裁人（独：仲裁廷の構成員）は、両当事者の合意に基づき選任又は変更される。当事

¹ 連邦法原文に付されているすべての脚注は、本翻訳ではすべて省略する。2021 年 1 月 1 日よりスイス国際私法に関する連邦法が改正され、本翻訳はこれらの改正を踏まえた翻訳である。RS 291 (<https://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/19870312/index.html>).

者が別段の合意をしない限り、仲裁人は、三名であり、その内の二名は、各当事者によって指名される。三人目の仲裁人は、その二名の仲裁人によって仲裁廷の長として選任される。

2. かかる合意がない場合、又は仲裁人がその他の理由により選任又は変更されえない場合、仲裁廷の本拠が所在する地の内国裁判所に付託される。両当事者が仲裁地（独：仲裁廷の本拠）を定めていない場合、又は両当事者が仲裁地をスイスとすることにのみ合意している場合、最初に付託された裁判官（独：内国裁判所）は管轄権を有する。
3. 内国裁判所は、仲裁廷の構成員の選任または変更に関する申立てがあったときは、これを受理しなければならない。ただし、略式審理によって、両当事者間に仲裁合意が存在しないことが判明した場合は、この限りではない。
4. 国内裁判所は、当事者双方または仲裁廷の構成員が自身の義務を、履行を求められた時から 30 日以内に果たさないときは、当事者の一方の申立てに基づき、仲裁廷の組成に必要な措置をとる。
5. 裁判官（独：内国裁判所）は、多数当事者の仲裁の場合に、すべての仲裁人を選任することができる。
6. 仲裁人の委託を受けたすべての者（独：仲裁人としての職務を委託された者）は、その独立性および公正性に正当な疑義を生じさせ得る事情の存在を遅滞なく開示しなければならない。仲裁人としての職務を委託された者は、仲裁手続の間絶えずこの義務を負う。

2. 忌避

a. 忌避事由

第 180 条

1. 以下のいずれかの場合には、仲裁人（独：仲裁廷の構成員）を忌避することができる。
 - a. 当該仲裁人が両当事者によって合意された要件に合致しない場合；
 - b. 両当事者によって合意された仲裁規則によって規定される忌避事由が存在する場合。
 - c. 当該仲裁人の独立性又は公正性に対する正当な疑いを抱かせる事情がある場合。
2. 当事者の一方は、自己が選任したか、その選任に関与した仲裁廷の構成員については、十分な注意を払ったにもかかわらず、その選任後にはじめて確知することとなった事由に基づいてのみ、忌避することができる。
3. （廃止）

b. 手続

第 180a 条

1. 当事者双方が別段の合意をしておらず、かつ仲裁手続が終結していない場合には、忌避の申立ては書面かつ理由を付した上で、申立てを行う当事者が当該忌避事由を確知してから、または十分な注意を払えば、当該忌避事由を確知することができた日から 30 日

以内に、忌避される仲裁廷の構成員に通知され、また仲裁廷の他の構成員にも伝達されなければならない。

2. 申立てを行った当事者は、忌避請求の提出から 30 日以内に、仲裁人を忌避することを裁判官（独：内国裁判所）に求めることができる。当該裁判官（独：内国裁判所）は、最終的に決定を下す。
3. 当事者双方が別段の合意をしない限り、忌避の手続が係属する間も、仲裁廷は、忌避が申し立てられている構成員を排除することなく、手続を進行し、仲裁判断を下すことができる。

3. 解任

第 180b 条

1. すべての仲裁人（独：仲裁廷の各構成員）は、両当事者の合意によって解任することができる。
2. 仲裁廷の構成員が合理的な期間内または適切な注意を払って自身の任務を遂行することができず、また当事者双方が別段の合意をしていない場合、当事者の一方は、書面であつ理由を付した上で、国内裁判所に対し解任を申立てることができる。

V. 事件係属

第 181 条

仲裁手続は、当事者の一方が仲裁合意に示される仲裁廷の構成員に仲裁の申立てをした時、または仲裁合意で仲裁廷の構成員が選任されていない場合には、当事者の一方が仲裁廷成立のための手続を開始した時から、係属する。

VI. 訴訟手続

1. 原則

第 182 条

1. 両当事者は、直接又は仲裁規則への参照によって、仲裁手続を定めることができる。自己が選択した手続法に仲裁手続を服させることもできる。
2. 両当事者が仲裁手続を自ら定めていない場合、仲裁手続は、必要に応じて、仲裁廷によって、直接、又は法若しくは仲裁規則の指定によって、定められる。
3. 選択された手続の如何にかかわらず、仲裁廷は、いかなる場合においても、当事者の平等取扱い、及び対審手続で審理される権利を保障しなければならない。
4. 認識している、または十分な注意を払えば認識することができる手続規則違反について直ちに異議を申し立てることなく、仲裁手続を続行する当事者の一方は、これを後に主張することはできない。

2. 暫定措置及び保全措置

第 183 条

1. 当事者双方が別段の合意をしない限り、仲裁廷は、当事者の一方の申立てに基づき、暫定あるいは保全処分を命じることができる。
2. 処分を命じられた当事者が当該処分に任意的に従わない場合、仲裁廷または当事者の一方は、国内裁判所の協力を求めることができる。当該裁判所は自国法を適用する。
3. 仲裁廷または国内裁判所は、暫定または保全処分の命令を適切な担保の提供によらしめることができる。

3. 証拠調べ

第 184 条

1. 仲裁廷は、自ら証拠調べを行う。
2. 国家司法当局の援助が証拠調べに必要である場合、仲裁廷、又は仲裁廷の同意を有する当事者の一方は、仲裁廷の仲裁地の裁判官（独：仲裁廷の本拠が所在する地の裁判所）の協力を求めることができる。
3. 裁判官（独：内国裁判所）は、自国法を適用する。請求（独：申立て）に基づき、裁判官（独：当該裁判所）は、その他の形式の訴訟手続を遵守、又は考慮することができる（独：他の手続方式を適用または考慮することができる）。

4. その他の司法共助

第 185 条

司法当局の援助がその他の場合に（独：国内裁判所の更なる援助）必要である場合、仲裁廷の仲裁地の（独：仲裁廷の本拠が所在する地の）裁判官の協力を求め得る。

5. 外国仲裁手続の司法共助

第 185a 条

1. 外国に仲裁地を有する仲裁廷（独：外国に本拠を有する仲裁廷）、又は外国仲裁手続に服する一方当事者は、暫定措置又は保全措置を執行する地の裁判官（独：内国裁判所）の協力を求めることができる。第 183 条 2 項及び 3 項を準用する。
2. 外国に仲裁地を有する仲裁廷（独：外国に本拠を有する仲裁廷）、又は当該仲裁廷の合意を有する外国仲裁手続に服する一方当事者は、証拠調べの地の裁判官（独：内国裁判所）の協力を求めることができる。第 184 条 2 項及び 3 項を準用する。

VII. 管轄

第 186 条

1. 仲裁廷は、自らの管轄権について自ら判断する。
- 1bis. 仲裁廷は、手続を停止する深刻な事由がある場合を除き、他の国家裁判所、又は仲裁

廷で、同一当事者間で既に係属している同一の目的物に関する訴訟について考慮することなく、その管轄権について判断を下す。

※ 独：仲裁廷は、裁判所または他の仲裁廷に既に係属している、同一当事者間の同一の目的物に関する訴えを考慮することなく、自己の管轄権について判断を下す。ただし、手続の停止を求める深刻な事由がある場合は、この限りではない。

2. 無管轄の抗弁は、本案に対する応訴の前に提出されなければならない。
3. 仲裁廷は、原則として、自己の管轄権について中間判断によって判断する。

VIII. 仲裁判断

1. 適用法（準拠法）

第 187 条

1. 仲裁廷は、両当事者によって選択された法規範、又は、その選択がない場合には、係争物と最も密接な関連を有する法規範に従い、判断する。
2. 両当事者は、仲裁廷に対し、衡平により判断する権限を与えることができる。

2. 部分判断

第 188 条

当事者双方が別段の合意をしない限り、仲裁廷は、部分判断を下すことができる。

3. 手続および方式

第 189 条

1. 仲裁判断は、両当事者が合意した手続および方式により下される。
2. かかる合意がない場合、仲裁判断は、多数意見、又は多数意見がない場合には、仲裁廷の長によって下される。仲裁判断は、書面により作成され、理由を付され、日付が記載され、かつ署名されなければならない。署名は、仲裁廷の長の署名をもって足りる。

4. 仲裁判断の修正および解釈；追加判断

第 189a 条

1. 当事者双方が別段の合意をしていない場合、すべての当事者は、仲裁廷に対して、仲裁判断の伝達後 30 日以内に、仲裁判断の計算上又は執筆上のすべての誤りの訂正、仲裁判断の特定の文言の解釈、又は仲裁手続中に取り扱われた請求 (*des prestations exposées*) についての追加的な仲裁判断を下すことを求めることができる。仲裁廷は、自らの権限で、且つ同期間内に、仲裁判断を修正又は解釈すること、或いは追加仲裁判断を下すことができる。

※ 独：当事者が別段の合意をしていない限り、各当事者は、判断が下されてから 30 日以内に、仲裁廷に対し、当該判断における誤記及び計算間違いの訂正、判断の特定部分の解釈または、仲裁手続において主張されたが、仲裁判断で扱われなかった請

求にかかる補完的な仲裁判断を求めることができる。同期間において、仲裁廷は、自ら訂正、解釈または補完を行うことができる。

2. 当該請求は、法的救済の期間を猶予しない。異議申立てに関する新しい期間は、修正又は解釈された仲裁判断の文言、及び追加仲裁判断に基づいて、起算される。

IX. 最終性；取消請求 (recours) ；再審請求 (révision)

1. 異議申立て

第 190 条

1. 仲裁判断は、その送達をもって確定する。
2. 仲裁判断は、以下の場合にのみ、異議申立てを取消され得る。
 - a. 単独仲裁人が不適法に選任される、又は仲裁廷が不適法に構成された場合。
※ 独：各仲裁人が違法に選任されたか、または仲裁廷が違法に開廷された場合
 - b. 仲裁廷が不当に管轄権の有無を判断した場合。
 - c. 仲裁廷が申立ての範囲を超えて判断したか、または申立てについて判断しなかった場合。
 - d. 当事者の平等的取扱いの原則又はその審理を受ける権利が遵守されていない場合。
 - e. 仲裁判断が公序に反する場合。
3. 中間判断は、前 2 項の a 号および b 号で掲げられる事由に基づいてのみ取り消され得る。異議申立期間は、中間判断の送達の時から起算される。
4. 異議申立て期間は、判断が下されてから 30 日間とする。

2. 再審請求

第 190a 条

1. 当事者の一方は、以下の場合には、判断の再審を求めることができる。
 - a. 事後的に重大な事実または証拠が明らかとなり、当該事実または証拠が以前の手続において十分な注意を払っても提出され得なかった場合。仲裁判断が下された後に生じた事実及び証拠は排除する。
 - b. 申立て当事者に不利益を及ぼすよう、犯罪または違反行為が仲裁判断に影響を与えていたことが、刑事手続を通して明らかとなった場合。刑事裁判所による有罪判決が下されている必要はない。刑事手続が遂行できない場合には、当該証拠は他の方法により提出することができる。
 - c. 180 条 1 項 c 号の忌避事由が、十分な注意を払ったにもかかわらず、仲裁手続終了後に初めて明らかとなり、その他の法的救済が得られない場合。
2. 再審の申立ては、再審事由が明らかになった日から 90 日以内になされなければならない。判断の既判力が生じてから 10 年経過した後は、1 項 b 号の場合を除き、再審を求めることができない。

3. 取消請求及び修正請求に関する司法当局

第 191 条

取消請求及び修正請求に関する唯一の決定機関は、スイス連邦裁判所である（独：各法的救済の申立ては、スイス連邦裁判所に対してのみ、行うことができる）。訴訟手続は、スイス連邦裁判所に関する 2005 年 6 月 17 日に関する法律第 77 条および第 119a 条に定められる。

X. 提訴権（独：法的救済）の放棄

第 192 条

1. 両当事者がスイスに住所、常居所、本拠を有していない場合に、両当事者は、仲裁合意又は事後の書面の合意における意思表示によって、仲裁廷の仲裁判断に対するすべて又は一部の権利（独：法的救済の全部または一部）を排除することができる。両当事者は、第 190a 条 1 項 b 号に基づく再審を排除することはできない。当該合意は、第 178 条 1 項の方式要件を満たさなければならない。
2. 両当事者が仲裁判断に対するすべての取消請求を排除し（独：仲裁判断の取消しを全面的に排除し）、仲裁判断がスイス国内で執行されるべき場合、外国仲裁判断の承認および執行に関する 1958 年 6 月 10 日のニューヨーク条約を準用する。

XI. 提出及び執行力証明書

第 193 条

1. 各当事者は、その費用で、仲裁廷の本拠が所在する内国裁判所に仲裁判断の謄本を寄託することができる。
2. 仲裁廷の仲裁地の裁判官は、一方当事者の請求に基づき、仲裁判断が執行可能であることを証明する（独：仲裁廷の本拠が所在する地の内国裁判所は、当事者の一方の申立てに基づき、執行力証明書を発給する）。
3. 一方当事者の請求によって、仲裁廷は、現行法の規定に基づきその仲裁判断が下された（独：仲裁判断が本法の規定に基づき下された）ことを証明する。かかる証明は、寄託に相当する（独：裁判所における寄託と同一の効力を有する）。

XII. 外国仲裁判断

第 194 条

外国仲裁判断の承認および執行については、外国仲裁判断の承認および執行に関する 1958 年 6 月 10 日のニューヨーク条約が適用される。